

特定疾患、小児慢性特定疾患等で
人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器を
使用している方の支援マニュアル

災害時の備え（支援者用）

平成26年2月
大津市保健所

は じ め に

近年、わが国では、洪水や地震などの自然災害が毎年発生しており、大津市においても、豪雨の襲来により、土砂災害や浸水などの被害が発生しています。

災害時には、行政による「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」や身近な地域で助け合う「共助」が不可欠です。

特に、医療ニーズや介護度の高い在宅療養者については、医療機器の停電対策や避難時の移送方法及び身近な支援者の確保等について、平常時に在宅療養支援者と話し合い、避難行動要支援者個別支援計画を作成しておくことが必要です。

大津市保健所では、特定疾患や小児慢性特定疾患医療受給者等で人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器を使用している方に滋賀県が作成した「災害時対応ノート」を配布し、災害時の備えの啓発を行っています。さらに、了解の得られた患者及び家族に対して、在宅療養支援者と共に「災害時対応ノート」を活用し、必要物品の確認、停電時の医療機器や蘇生バックの取扱いの確認を行うと共に、避難訓練を実施し、避難行動要支援者個別支援計画の作成を進めています。

この避難行動要支援者個別支援計画の作成にあたっては、介護支援専門員や訪問看護師等の在宅療養支援者が、防災知識や支援技術を身につけ、積極的に取り組んでいけるよう、従事者研修会を開催しています。

また、大津市保健所では、大津市内における避難行動要支援者の災害支援体制の推進を目的に、平成24年度より2か年にわたり神経難病在宅支援対策推進会議災害支援部会を開催してきました。この部会では、医療・福祉・行政等の避難行動要支援者に関わる関係者と共に、災害時の課題や平常時及び発災直後の在宅療養支援者等支援者の役割等について協議を重ね、この支援マニュアルを作成いたしました。

この支援マニュアルが、避難行動要支援者個別支援計画作成の一助となれば幸いです。

末筆になりましたが、この支援マニュアルを作成するにあたりご協力いただきました関係機関の方々に対しまして、心より感謝申し上げます。

平成26年2月

大津市保健所長 勝山 和明

<目 次>

	ページ
第1章 マニュアル作成にあたり……………	2～3
1. マニュアルの位置づけ	
2. マニュアルの目的	
3. 対象者	
4. 支援者	
5. 災害時対応ノートとは	
6. 避難行動要支援者個別支援計画とは	
第2章 平常時の備え……………	4～7
1. 対象者及びその家族	
2. 支援者（共通事項）	
3. 大津市	
4. 病院	
5. 訪問診療を行う医師	
6. 訪問看護師	
7. 介護支援専門員	
8. 訪問介護員	
9. 薬剤師	
10. 人工呼吸器取扱業者	
11. 在宅酸素取扱業者	
12. 難病患者団体	
第3章 発災後の対応（初動期：数時間以内）……………	8～10
1. 対象者及びその家族	
2. 支援者（共通事項）	
3. 大津市	
4. 訪問診療を行う医師	
5. 訪問看護師	
6. 介護支援専門員	
7. 訪問介護員	
8. 薬剤師	
9. 人工呼吸器取扱業者	
10. 在宅酸素取扱業者	
用語の解説……………	11
 <資料編>	
◆災害時対応ノート……………	12～21
◆避難行動要支援者個別支援計画の作成状況チェックリスト……………	22
◆大津市関係課連絡先一覧……………	23

第1章 マニュアル作成にあたり

在宅で医療機器を使用している方は、発災時、ライフラインの途絶等により、生命の危機に直面する可能性がある。しかし、発災直後は行政機関や居宅サービス事業所等も被災しているため患者及び家族が自助・共助で対応せざるを得ない状況になる。

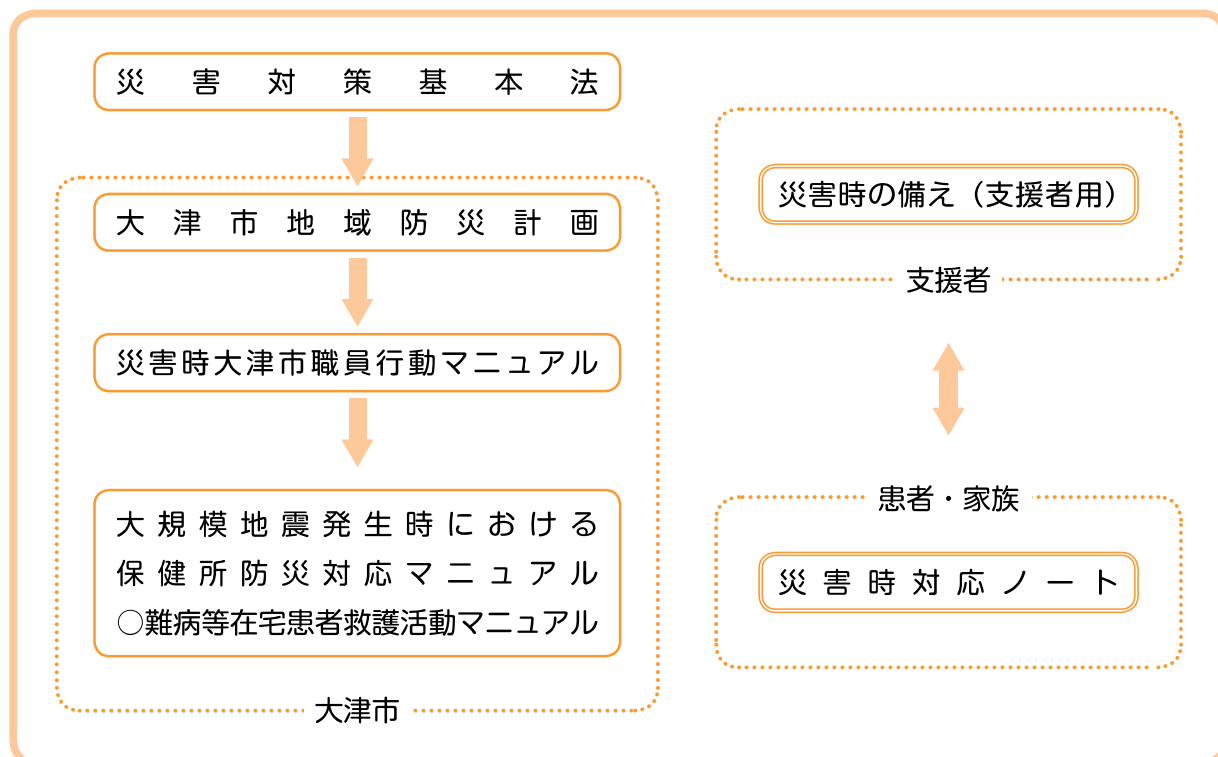
そのため、平常時に支援チームの中で個別の対応策を患者及び家族と準備しておく必要がある。

1. マニュアルの位置づけ

大津市では災害対策基本法に基づき、「大津市地域防災計画」を作成している。この計画を実効性あるものにするために、「災害時大津市職員行動マニュアル」を作成し、さらに部局ごとに個別の具体的な行動を示したマニュアルを作成している。発災時における特定疾患、小児慢性特定疾患患者の支援については、大津市保健所が作成している「大規模地震発生時における保健所防災対応マニュアル」の中の「難病等在宅患者救護活動マニュアル」で示されている。この支援マニュアルでは、避難行動要支援者である特定疾患、小児慢性特定疾患等で人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器を使用している方に焦点を当て、平常時及び発災時の支援者の役割を示している。

マニュアルと他の法令等との関係

(イメージ図)



2. マニュアルの目的

この支援マニュアルは、対象者の避難行動要支援者個別支援計画の作成が進むよう、支援者の役割を明確にすることを目的に作成した。

3. 対象者

特定疾患、小児慢性特定疾患等で人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器を使用している方

4. 支援者

- ・対象者に関わっている在宅療養支援者（医師、訪問看護師、介護支援専門員等）
- ・難病患者団体
- ・避難行動要支援者対策に関わる行政担当者

5. 災害時対応ノートとは（資料編P.12～参照）

災害時対応ノートは、平成23年度に滋賀県が特定疾患等で人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器を使用している方に向けて、日頃の備えや、緊急時に必要な情報をまとめたものである。

必要事項が記入できるようになっており、対象者及びその家族が支援者と共に、災害時の備えを確認する時に活用することができる。

また、発災時には避難先等での支援者への情報提供に役立てることができる。

6. 避難行動要支援者個別支援計画とは

発災直後は、支援者がすぐに駆けつけられないため、平常時から災害に備えて準備をしておく必要がある。

特に、避難行動要支援者は、自助が困難なため、地域の中で個別に支援者等を決めた具体的な支援計画（避難行動要支援者個別支援計画）を立てておく必要がある。

避難行動要支援者個別支援計画の作成にあたっては、災害時対応ノートを活用する。また、作成時には「避難行動要支援者個別支援計画の作成状況チェックリスト」（P.22）を使用し、災害時の備えを確認し、チェックリストの写しを各支援者が保管する。

避難行動要支援者個別支援計画の作成状況チェック項目

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 自宅付近で想定される災害情報 | <input type="checkbox"/> 医療用具や衛生材料の予備の用意 |
| <input type="checkbox"/> 療養している部屋の安全対策 | <input type="checkbox"/> 停電対策（バッテリー、酸素ボンベ、蘇生バック） |
| <input type="checkbox"/> 関係者、家族等の連絡先の確認 | <input type="checkbox"/> 災害時に協力してくれる身近な支援者の確保 |
| <input type="checkbox"/> 避難場所、避難所の確認 | <input type="checkbox"/> 移動手段の確認（避難訓練の実施） |
| <input type="checkbox"/> 治療状況、医療ケアの実施状況の確認 | |

第2章 平常時の備え

1. 対象者及びその家族

「災害時対応ノート」を記入・活用し、以下の準備を行う。自力で記入できない場合は、支援者に相談する。また、「災害時対応ノート」はすぐに持ち出せるよう身近な場所に保管する。

- (1) 自宅付近で想定される災害情報を大津市ホームページの防災情報等で確認する。
(「災害時対応ノート」 P.1)
- (2) 必要な医薬品や衛生材料等は3日～1週間分はすぐに持ち出せるよう準備する。
(「災害時対応ノート」 P.1)
- (3) 防災の視点から療養環境の減災対策を実施する。(家具の転倒防止、窓ガラス等の飛散防止、家具の配置の見直し、療養ベッド周辺の整理等)
(「災害時対応ノート」 P.2)
- (4) 停電に備えて、バッテリー等の予備電源や懐中電灯を準備する。(「災害時対応ノート」P.2)
- (5) 発災時は、自助・共助に頼らなければならないことを十分理解し、担当の民生委員児童委員、主任児童委員、自治会の役員等へ発災時に支援が必要なことを情報発信する。
(「災害時対応ノート」 P.4)
- (6) 地域の自主防災組織と顔の見える関係の構築に努める。
- (7) 緊急時の連絡先を支援者と決める。
(「災害時対応ノート」 P.7)
- (8) 避難先について確認する。
(「災害時対応ノート」 P.4)
- (9) 自宅から避難先までの避難経路、移動手段を確認する。可能であれば避難訓練を実施する。

2. 支援者（共通事項）

- (1) 支援チームの中で対象者及びその家族の平常時の備えや発災時の対応について確認し、避難行動要支援者個別支援計画を作成する。
- (2) 発災時には、避難先等で病名、病状、治療状況等を正確に伝えることが重要であることを対象者及びその家族に認識してもらい、「災害時対応ノート」の活用を促す。
- (3) 「災害時対応ノート」への必要事項の記入について協力する。
- (4) 対象者及びその家族に変化があったときや年1回程度（9月の防災月間、対象者の誕生日等）は、「災害時対応ノート」の記載内容を確認する。
- (5) 発災時に「災害時対応ノート」をすぐに持ち出せるよう、身近な場所に保管するよう指導する。
- (6) 定期的に必要物品を対象者及びその家族と確認する。
(「災害時対応ノート」 P.1)
- (7) 緊急時の連絡先を対象者及びその家族と決める。
(「災害時対応ノート」 P.7)
- (8) 自助・共助の必要性について対象者及びその家族、近隣住民に啓発する。

3. 大津市

◆大津市保健所

「大規模地震発生時における保健所防災対応マニュアル」に沿って行動する。

○対象者の把握

- ・ 特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給券の交付申請（新規・更新）の際に、対象者の状況を把握する。

○対象者リストの作成、保管

- ・ 安否確認の優先順位、疾患名及び連絡先等を明記した避難行動要支援者リストを作成する。
- ・ リストには住宅地図を併記し保健所内と各すこやか相談所に保管する。
- ・ 対象者リストは年1回見直しをする。

○ハザードマップ等を活用した災害発生リスクの把握

- ・ 市が作成しているハザードマップ等を活用し、対象者の所在地における災害発生のリスクを把握する。

○避難行動要支援者個別支援計画の作成状況の把握

- ・ 対象者の避難行動要支援者個別支援計画の作成状況を把握する。
- ・ 避難行動要支援者個別支援計画の作成が進んでいない場合は、作成に協力する。

○防災についての啓発

- ・ 特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給券の申請の際や面接・訪問時に、対象者に「災害時対応ノート」を配布し、災害時の備えを促す。
- ・ 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等に所属する在宅療養支援者を対象に災害対策に関する従事者研修会を開催する。

○医療救護所・福祉避難所等開設の準備

- ・ 速やかに医療救護所が開設できるよう準備する。
- ・ 避難行動要支援者に配慮した福祉避難所等開設について関係課と協議する。

◆大津市関係課

「大津市地域防災計画」に沿って行動する。

○共助の必要性の啓発

- ・ 対象者及びその家族に対して、発災時に支援が必要であることを近隣住民や自主防災組織に伝えるなどの必要性を啓発する。

○防災知識の普及

- ・ 防災意識の向上のために市民や支援者を対象に出前講座や研修会を実施する。
- ・ 大津市ホームページや広報誌「広報おおつ」、「水道・下水道・ガス広報誌パイプライン」等を活用し、避難所等の防災情報の発信や防災知識の普及を図る。

○自主防災組織の活動支援

- ・ 自主防災組織の活動を支援する。
- ・ 自主防災組織に対して、避難行動要支援者を想定した防災訓練を実施するよう啓発する。

4. 病院

- ・新規に人工呼吸器を装着し、自宅へ退院することが決定した時点で、大津市保健所に連絡する。
- ・退院までに対象者及びその家族と「災害時対応ノート」への必要事項の記入を行う。
 - 医療用具や衛生材料の予備の用意 (「災害時対応ノート」 P.1)
 - 停電対策 (バッテリー、酸素ボンベ、蘇生バッグ) (「災害時対応ノート」 P.2～)
 - 治療状況、医療ケアの実施状況の確認 (「災害時対応ノート」 P.5～)
- ・蘇生バッグ (アンビューバッグ等) の取扱いについて家族に指導する。
(「災害時対応ノート」 P.4)

5. 訪問診療を行う医師

- ・対象者及びその家族と医療用具や衛生材料の予備の用意を行う。
(「災害時対応ノート」 P.1)
- ・対象者及びその家族が病名、病状、医療処置等について理解できるよう指導する。
(「災害時対応ノート」 P.5)
- ・処方している医薬品の知識について対象者及びその家族に指導する。
(「災害時対応ノート」 P.5)

6. 訪問看護師

- ・蘇生バッグ (アンビューバッグ等) の取扱いについて家族に指導する。
(「災害時対応ノート」 P.4)
- ・医薬品や衛生材料等について対象者及びその家族と確認し、非常時に持ち出せるようにひとまとめにする。
(「災害時対応ノート」 P.1)

7. 介護支援専門員

- ・災害時の備えについて支援チームの中で話し合う機会を作る。

8. 訪問介護員

- ・対象者及びその家族と防災の視点から療養ベッド周辺の整理について考える。

9. 薬剤師

- ・処方されている医薬品の知識について対象者及びその家族に指導する。
(「災害時対応ノート」 P.5)
- ・おくすり手帳の携帯について対象者及びその家族に啓発する。

10. 人工呼吸器取扱業者

- ・対象者及びその家族が退院までに、予備の呼吸器回路一式や蘇生バッグ（アンビューバッグ等）を準備できているか確認する。
(「災害時対応ノート」 P.1)
- ・機器の定期点検を行う。
- ・バッテリーの持続時間、充電にかかる時間について、対象者及びその家族に指導する。
(「災害時対応ノート」 P.2)
- ・外部バッテリー等の非常電源の準備について啓発する。
(「災害時対応ノート」 P.2)
- ・診療報酬で外部バッテリーの貸出が可能になったことについて医療機関に啓発する。
- ・緊急時の連絡先を対象者及びその家族に伝える。
(「災害時対応ノート」 P.7)

11. 在宅酸素取扱業者

- ・機器の定期点検を行う。
- ・酸素濃縮器から酸素ボンベへの切り換え方法と酸素ボンベの持続時間について、対象者及びその家族に指導する。
(「災害時対応ノート」 P.3)
- ・災害発生時に酸素ボンベを配送するため、対象者の避難先を確認する。
(「災害時対応ノート」 P.4)
- ・緊急時の連絡先を対象者及びその家族に伝える。
(「災害時対応ノート」 P.7)

12. 難病患者団体

- ・発災時は、自助・共助で対応することが必要になることを十分理解し、対象者及びその家族が災害時に支援が必要なことを積極的に近隣住民等へ情報発信するよう啓発する。
- ・自主防災組織が実施する防災訓練に参加するよう対象者及びその家族に啓発する。

第3章 発災後の対応（初動期：数時間以内）

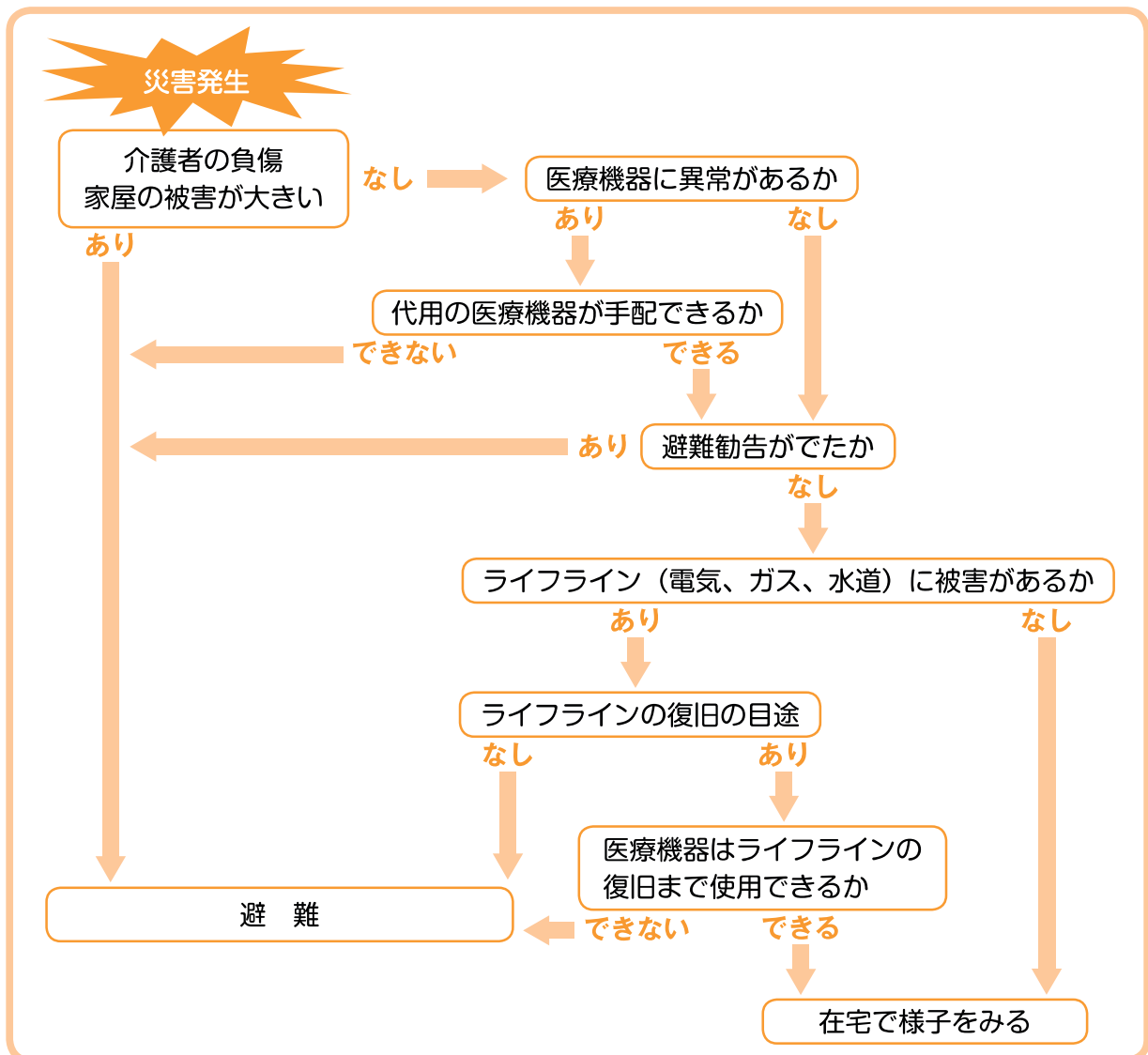
行動開始の基準 大津市内で震度5強以上の地震や自然災害が発生したとき活動を開始する。

1. 対象者及びその家族

- (1) 対象者の身体状況を確認する。
- (2) 医療機器の作動状況を確認する。
- (3) 自宅の被災状況を確認する。
- (4) 避難勧告の有無を確認する。
- (5) 必要に応じて近隣住民に支援を要請する。
- (6) ライフラインの被害状況も踏まえて、避難が必要か判断する。
- (7) 支所や避難所等に安否情報を発信する。
- (8) 平常時に支援者と決めておいた方法によって、安否情報を発信する。

対象者及びその家族の発災時の行動

(イメージ図)



2. 支援者（共通事項）

- (1) 自身の安全を確保する。
- (2) 被災状況を確認する。
- (3) 所属する機関の災害時マニュアル等に沿って行動する。
- (4) 対象者の安否確認情報を必要に応じて、関係機関に連絡する。

3. 大津市

◆大津市保健所

「大規模地震発生時における保健所防災対応マニュアル」に沿って行動する。

○安否確認

- ・避難行動要支援者リストを使用し、対象者の安否確認をする。安否が不明な方は避難所や支所に連絡し、情報把握に努める。

○安否確認後の対応

- ・安否確認状況を健康保険部災害対策本部に報告する。また、避難等が必要な方がいた場合は、避難先や移送方法について健康保険部災害対策本部に調整依頼する。

◆大津市関係課

「大津市地域防災計画」に沿って行動する。

○避難行動要支援者の安否確認および状況把握

- ・避難行動要支援者の安否確認をし、健康状態やニーズを把握する。

4. 訪問診療を行う医師

- ・対象者及びその家族からの相談に対応する。

5. 訪問看護師

- ・対象者及びその家族からの相談に対応する。

6. 介護支援専門員

- ・対象者及びその家族からの相談に対応する。

7. 訪問介護員

- ・対象者及びその家族からの相談に対応する。

8. 薬剤師

- ・対象者及びその家族からの相談に対応する。

9. 人工呼吸器取扱業者

- ・対象者の安否確認を実施する。
- ・対象者及びその家族からの相談に対応する。

10. 在宅酸素取扱業者

- ・対象者の安否確認を実施する。
- ・対象者の自宅または避難所へ酸素ボンベを配送する。

<用語の解説>

用 語	解 説
自助・共助・公助	発災時には、行政による「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」こそが、被害を小さくする大きな力になります。
避難行動要支援者	高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を指します。
減災対策	地震や台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して、正しく理解し、災害時の被害を最小限にするために災害時の備えをすることを言います。
自主防災組織	平常時は防災知識の普及や啓発、地域内の安全や防災設備の点検、防災訓練の実施など災害に対する備えをし、発災時は、情報を収集して住民に迅速に伝達、初期消火、被災者の救出援助、避難誘導、避難所の運営といった役割を担います。
特定疾患治療研究事業	治療法が確立していないいわゆる難病のうち、「難治性疾患克服研究事業」の対象として厚生労働省が指定している130疾患のうち、56疾患を対象として医療費の公費負担（一部自己負担あり）する制度です。
小児慢性特定疾患治療研究事業	治療が長期にわたり、児童の健全な育成に大きな支障となる疾患について、治療にかかる医療費の公費負担（一部自己負担あり）する制度です。 対象者は、18歳未満の児童で、厚生労働省が定める11疾患群514疾病および当該疾患の状態の程度に該当する者です。ただし、18歳到達時点において、本事業の対象となっており、かつ、引き続き治療が必要と認められる場合は20歳到達時点まで認められます。
ハザードマップ	災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。
医療救護所	現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止した場合や、患者数が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合、被災地から傷病者数を医療機関に搬送が困難な場合に、医療救護所を設置し、軽症患者の治療や被災者等の健康管理を行います。
福祉避難所	避難行動要支援者に配慮した避難所として予め指定し、災害時の要支援者の状態を踏まえた上で、二次的な避難所として開設します。

<資料編>

- ◆災害時対応ノート
- ◆避難行動要支援者個別支援計画の作成状況チェックリスト
- ◆大津市関係課連絡先一覧

さん

災害時 対応ノート

いざという時のために

特定疾患等で人工呼吸器、酸素、吸引器を使用している方へ

本人・家族・関係者で相談して、このノートを作成しましょう。

避難・入院する際もこのノートを必ず持っていきましょう。



- 地震や水害などの災害はいつおこるかわかりません。
- 地震などの大規模な災害時は、電気・ガス・水道などのライフラインが途絶えたり、家屋の内外が倒壊し医療機器が壊れるなどの事態が予測されます。
- 災害時、本人や家族の方は、普段できることができなくなってしまうことが予測されます。
- 地震・水害などの災害が起きた時、落ち着いて対応するためには、日頃からの備えが大切です。
- このノートは日頃準備すべきことや、緊急時の療養に必要な本人・家族の方の情報をまとめておくために作成しました。
- いざという時のために、必要事項を記入し、いつでも持ち出せるところに置いておきましょう。

滋 賀 県

災害対策は、事前の準備が大切です！

一般的に災害時、本格的救助開始に約3日かかると言われています。平時からの準備をしておきましょう。

自宅付近で想定される災害情報

ご自宅付近は次の被害が想定されます。

地震

洪水

土砂災害

その他

1. 医療用具や衛生材料の予備を用意しておきましょう！

- ・ かかりつけ医や訪問看護師に相談し、あなたに必要な医療用具や衛生材料を用意しましょう。
- ・ 生命維持のために必要な物品はひとまとめにして、ベッドの近くに置いておきましょう。

① 生命維持のために必要な医療用具等

<input type="checkbox"/> アンビューバッグ	<input type="checkbox"/> パルスオキシメーター
<input type="checkbox"/> 人工呼吸器	<input type="checkbox"/> 吸引用カテーテル (約10本)
<input type="checkbox"/> 外部バッテリー	<input type="checkbox"/> 予備の気管カニューレ <input type="checkbox"/> 人工鼻
<input type="checkbox"/> 吸引器 (バッテリー付き・電源不要)	<input type="checkbox"/> 予備の呼吸回路一式 (8ページに現在の回路の写真を貼り、回路構成を確認しておきましょう。)
<input type="checkbox"/> 気管カニューレカフ用シリンジ	

② 準備しておくよい物品等

<input type="checkbox"/> 使い捨てビニール手袋	<input type="checkbox"/> 蒸留水 (呼吸器用)
<input type="checkbox"/> Yガーゼ	<input type="checkbox"/> キシロカインゼリー
<input type="checkbox"/> 胃ろう用シリンジ	<input type="checkbox"/> アルコール綿
<input type="checkbox"/> 非常用電源 (発電機等)、燃料	<input type="checkbox"/>

③ 病気に関するもの

※かかすことのできない薬については主治医に確認しておきましょう。

<input type="checkbox"/> 保険証、特定疾患受給者証等	<input type="checkbox"/> 薬 (1週間分)
<input type="checkbox"/> お薬手帳	<input type="checkbox"/>

④ その他

※ある程度非常用持ち出し袋に入れ準備しておきましょう。

<input type="checkbox"/> 現金、印鑑、通帳等	<input type="checkbox"/> テッシュペーパー
<input type="checkbox"/> オムツ、衣類、防寒用具、タオル	<input type="checkbox"/> 軍手、帽子 (ヘルメット) 等
<input type="checkbox"/> 携帯電話と充電器	<input type="checkbox"/> 筆記用具
<input type="checkbox"/> 飲料水 (ペットボトル)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 食料 (各3日分)、経管栄養剤	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ、乾電池	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 懐中電灯 (ヘッドライト)	<input type="checkbox"/>

2. 療養している部屋の安全対策・環境を確認しましょう！

- ・地震によって家具等が倒れてきてけがをしないように、大きな家具は固定をしておくほか、寝室には家具を置かない等、配置等も工夫しましょう。
- ・人工呼吸器や吸引器が転倒しないように工夫しましょう。
- ・予備の呼吸器回路、予備のカニューレは破損しないよう工夫し収納しましょう。
- ・懐中電灯などの非常持ち出し用物品は、すぐ手に取れるようにベッド下などに置きましょう。

3. 停電に備えて、バッテリーや予備電源の準備をしておきましょう！

- ・災害直後には、あなたが準備しておられるバッテリー等を使用して救助を待つていただくことになります。バッテリーの有無や持続時間は機種によって異なりますので、平时に医療機器メーカーの担当者や訪問看護師と確認しておくことが大切です。
- ・内部・外部バッテリーは、常に充電しておき、緊急時に使用できる状態にしておきましょう。
- ・外部バッテリーの寿命は使用しなくても2, 3年とされています定期的に点検、交換をしましょう。
- ・発電機については、1ヶ月に1回はエンジンをかけましょう。また、定期的に点検しましょう。
- ・外部バッテリーや発電機等との接続に仕方について練習をしておきましょう。

【人工呼吸器を装着している方】

内部バッテリーの有無 有 ・ 無

有の場合 人工呼吸器の内部バッテリー持続時間は
おおむね 時間です。

外部バッテリーの所持の有無 有 ・ 無

有の場合 人工呼吸器の外部バッテリー持続時間は
おおむね 時間です。

【たん吸引機器を使っている方】

吸引器の内部バッテリー持続時間は
連続使用でおおむね 分です。(おおよそ 日分)

4. 携帯用酸素ポンベはいつでも使えるように準備しておきましょう!

満タンの携帯用酸素ポンベの持ち時間は

L/分の場合

1本あたりおおむね

です。

- ・ こまめに酸素残量を確認し、すぐ使える場所に置いておきましょう。
- ・ 自分が使っている酸素メーカーの担当者に、災害時の対応(酸素ポンベの搬送など)について確認しておきましょう。
- ・ 携帯ポンベへのつなぎ方や必要物品を前もって確認し、習熟しておきましょう。

5. 停電したときも、あわてないで…。

電気が消えたらまず

1. ブレーカーを確認

ブレーカーが落ちている → ブレーカーを上げましょう。

2. ブレーカーが落ちていない場合は

関西電力 営業所

TEL — — に連絡し

- ①停電していること
 - ②人工呼吸器をつけた患者がいること
 - ③関西電力のお客さま番号(14桁)
 - ④住所
 - ⑤氏名
- をはっきり伝え、復旧を依頼しましょう。

お客さま番号 ※「電気使用量のお知らせ」や「振込用紙」などに記載されています。

日 程	所	番 号									

住所(電気のご使用場所)

氏名(電気の契約者名義)

(姓)

(名)

※ 災害の規模等により、復旧が困難な場合がありますので、外部バッテリーやアンビューバッグの準備をしておきましょう。

災害時対応ノート(3)

6. アンビューバッグはいつでも使える状態ですか？

- ・緊急時にすぐ使用できるように、使い方の確認・練習をしましょう。
- ・複数の人が操作できるようにしましょう。
- ・わからないことはかかりつけ医と相談しましょう。
- ・年に1回は破れていないか等の点検を行いましょう。

7. 必要な連絡先がすぐわかるようにしておきましょう！

- ・連絡先をリストにまとめて、家族で連絡方法を決めておきましょう。
- ・連絡先リストは、目につくところにおいておきましょう。
(このノートの関係機関の連絡先リスト(P7)をご活用ください。)

8. 災害時に協力してくれる人を見つけておきましょう！

- ・いざという時あなたに協力(安否の確認や関係機関への連絡等)をしてくれる地域の協力者を見つけておきましょう。
- ・市町で実施されている災害時要援護者支援制度へ登録しましょう。

9. 避難(所)場所を確認しておきましょう！

- ・避難(所)場所は、災害に関する情報が集まったり食料配布の場所となります。ご自分の地域ではどこが指定されているのか、確認しておきましょう。
- ・自分がどこに避難する予定なのかを、関係者(医療機器メーカーの担当者や訪問看護師など)に伝えておきましょう。

避難(所)場所

住所：

(TEL - -)

※ 災害時、行政機関等がみなさんの安否の確認を行ったり、酸素メーカーが酸素の供給をすみやかにを行うためには、みなさんに避難(所)場所を知らせていただくことが大変重要になってきます。避難時には、マニュアルの最後のページを切り取って、避難(所)場所を記入し、自宅の玄関など外から確認しやすい場所に貼っておきましょう。

緊急時の連絡票

- ・これは災害時に緊急避難的に受診した医療機関や、災害時支援のケア担当者に参考にしてもらうものです。主治医と相談して記入しましょう。
- ・状況に変化があったときは記入し直しましょう。1年に1回は見直しましょう。

基礎 情報 ①	患者氏名		性別	男・女
	生年月日	M/T/S/H 年 月 日生まれ		
	住所	〒 (TEL - -)		
	診断名			
	主治医	医療機関名 医療機関所在地 (TEL - -) 医師名		
	今までの経過	発症： 年 月 人工呼吸器装着年月 年 月 在宅酸素療法開始年月 年 月		

基礎 情報 ②	記入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記入者名			
	身長 cm	cm	cm	cm
	体重 kg	kg	kg	kg
	血圧/ mmHg	mmHg	mmHg	mmHg
	SaO2 %	%	%	%
	脈拍 回/分	回/分	回/分	回/分
	服薬中の薬			
	合併症等			

	記入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
呼吸	自発呼吸	有・無	有・無	有・無
	呼吸器機種			
	換気モード			
	換気回数 (回/分)			
	1回換気量 ml			
	分時換気量下限			
	1:E比			
	最大流量			
	気道内圧			
	平均気道内圧			
	離脱	可(分) 不可	可(分) 不可	可(分) 不可
酸素	機種	酸素濃縮器・酸素ポンペ	酸素濃縮器・酸素ポンペ	酸素濃縮器・酸素ポンペ
	メーカー			
	モード	同調・連続	同調・連続	同調・連続
	吸入流量(L/分)			
吸引	気管カニューレ 製品名・サイズ・カフ圧			
	吸引回数 回/日 (うち夜間 回)	回/日 (回)	回/日 (回)	回/日 (回)
栄養	摂取方法	経口・経鼻・胃瘻・腸婇・MH	経口・経鼻・胃瘻・腸婇・MH	経口・経鼻・胃瘻・腸婇・MH
	種類(品名)			
	摂取量	時 ml	時 ml	時 ml
		時 ml	時 ml	時 ml
		時 ml	時 ml	時 ml
		時 ml	時 ml	時 ml
(ml/日)		(ml/日)	(ml/日)	
水分補給 回	水分補給 回	水分補給 回		
排泄方法	尿	自尿(有・無)・バルンカテリ(Fr) 導尿(回/日)	自尿(有・無)・バルンカテリ(Fr) 導尿(回/日)	自尿(有・無)・バルンカテリ(Fr) 導尿(回/日)
	便			
コミュニケーション方法: 会話・筆談・文字盤 意思伝達装置など				
その他特記事項				

関係者連絡リスト

	所属	担当者	電話番号
主治医			
訪問看護師			
ケアマネージャー			
人工呼吸器提供会社			
在宅酸素提供会社			
民生委員			
地域の協力者			
行政担当者	(担当課:)		
	(担当課:)		

家族・親戚

続柄	氏名	住所	電話番号
			自宅: 携帯:
			自宅: 携帯:
			自宅: 携帯:
			自宅: 携帯:
			自宅: 携帯:

写真を貼っておきましょう

人工呼吸器と回路の接続

人工呼吸器と外部バッテリー等の接続

※避難時、このページを切り取って、玄関など外から確認しやすい場所に貼り付けておきましょう。

この家の住居人、

(氏名)

は、

□月□日より

(避難先名称)

(避難先住所)

(連絡先)

に、

避難中です。

(特記事項)

切
り
取
り

◆避難行動要支援者個別支援計画の作成状況チェックリスト

氏名 _____

- 支援チームで、「災害時対応ノート」を使用し、各項目の準備状況を確認してください。
- 準備ができている項目については、枠内に○をつけてください。
- 確認後のチェックリストはコピーし各支援者で保管してください。
- 対象者及びその家族に変化があったときや年1回程度は、災害時の備えの確認をしてください。

項 目	ノート の ページ	実施日 /	備考	実施日 /	備考
自宅付近で想定される災害情報	1				
医療用具や衛生材料の予備の用意	1				
療養している部屋の安全対策	2				
停電対策（バッテリー、酸素ボンベ、蘇生バック）	2、3				
関係者、家族等の連絡先の確認	4、7				
災害時に協力してくれる身近な支援者の確保	4				
避難場所、避難所の確認	4				
移動手段の確認（避難訓練の実施）	4				
治療状況、医療ケアの実施状況の確認	5～6				
確認者全員の氏名					

◆大津市関係課連絡先一覧

所 属	所 在 地	電 話 番 号
大津市保健所 保健予防課	大津市におの浜4-4-5	077-522-6766
大津市保健所 健康推進課	大津市浜大津4-1-1	077-528-2748
健康長寿課	大津市御陵町3-1	077-528-2741
障害福祉課	大津市御陵町3-1	077-528-2745
和邇すこやか相談所	大津市和邇高城12	077-594-8023
和邇あんしん長寿相談所	(和邇文化センター内)	077-594-2660
堅田すこやか相談所	大津市本堅田3-17-14	077-574-0294
堅田あんしん長寿相談所	(堅田市民センター前)	077-574-1010
比叡すこやか相談所	大津市坂本6-1-11	077-578-8294
比叡あんしん長寿相談所	(坂本市民センター別館)	077-578-6637
中すこやか相談所	大津市浜大津4-1-1	077-528-2941
中あんしん長寿相談所	(明日都浜大津5階)	077-528-2003
膳所すこやか相談所	大津市膳所2-5-5	077-522-1294
膳所あんしん長寿相談所		077-522-8867
南すこやか相談所	大津市南郷1-14-30	077-534-0294
南あんしん長寿相談所		077-533-1332
瀬田すこやか相談所	大津市大江3-2-1	077-545-0294
瀬田あんしん長寿相談所	(瀬田市民センター内)	077-545-3918

神経難病在宅支援対策推進会議災害支援部会構成員（敬称略）

所 属	職 種 等	氏 名	備 考	
難病医療拠点 病院	臨床工学技士	吉村 規子		
	地域医療連携室看護師	四方 美幸		
	大津赤十字病院	医師	松井 大	
		医療ソーシャルワーカー	上田 ちよ	
滋賀医科大学医学部附属病院	患者支援センター看護師	今堀 千恵子		
大津市医師会	くろづ外科医院	医師	遠藤 郁	
	ハッピーねもとクリニック	医師	根本 正	
	光吉医院	医師	光吉 出	
大津市訪問看護ステーション連絡協議会	大津市訪問看護ステーション	看護師	古田 恵美子	
滋賀県介護支援専門員連絡協議会大津ブロック	マザーレイク田上 居宅介護支援事業所	介護支援専門員	中尾 雅則	
電力会社	関西電力滋賀営業所	係長	高田 誠一	
医療機器業者	フィリップス・レスピロニクス 合同会社滋賀営業所	係長	松田 智裕	
	帝人在宅医療株式会社京都支店 滋賀営業所	看護師	中村 雅美	
患者会	日本ALS協会滋賀県支部	副支部長	葛城 貞三	
大津市	危機・防災対策課	主査	上松 一智	～H25年3月
		主任	堀井 庸平	H25年4月～
	消防局警防課	参事	廣瀬 浩二	
	障害福祉課	課長	西田 昌弘	
	健康長寿課	主幹	西本 美和	
	健康推進課	主査	奥村 美由紀	
	南すこやか相談所 南あんしん長寿相談所	所長	岡野 久美子	

協力者（敬称略）

所 属	職 種	氏 名
大津市薬剤師会	サポート薬局 薬剤師	山口 豊子
滋賀県ホームヘルパー協議会	大津市社会福祉事業団 中すこやかヘルパーステーション 訪問介護員	山本 しげ子

事務局

	役 職	氏 名	備 考
大津市保健所	所 長	勝山 和明	
	所参事	中村 由紀子	
大津市保健所保健予防課	課 長	勝田 美代子	
	課長補佐	鳴海 千秋	
	副参事	白子 京弥	H25年4月～
	主 査	友岡 昌代	～H25年3月
	技 師	今井 妃代	
	技 師	石原 佑花	

平成25年度 難病対策推進事業
特定疾患、小児慢性特定疾患等で
人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器を
使用している方の支援マニュアル

災害時の備え（支援者用）

発行 平成26年（2014年）2月
大津市保健所 保健予防課
〒520-0801 大津市におの浜四丁目4番5号
TEL 077-522-6766
FAX 077-525-6161